

大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱

制 定 平成 30 年 7 月 26 日

最近改正 平成 31 年 3 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保を図るため、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の新設に要する費用の一部に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、組積造（れんが塀、石積塀等）の塀及びその他これらに類する塀（塀に付随する門柱・門扉（以下「門」という。）を含む。）をいう。ただし、大阪市、大阪府及び都市再生機構等の公的事業主体が所有又は管理するものを除く。
- (2) 軽量フェンス等 ネットフェンスやアルミフェンス等のフェンス類及びその他塀と同等の機能を有すると認められるもの（これらに付随する門を含む。）をいう。
- (3) 道路等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）第 42 条に規定する道路（以下「基準法道路」という。）のほか、不特定多数の市民の通行の用に供している通路又は公園等（植栽等があり、人が近づくことができない空間を除く。）をいう。
- (4) 補助事業 大阪市域において、次に掲げる事項のいずれかを行い、補助金の交付を受ける事業をいう。ただし、過去にこの要綱に基づき、第 11 条の通知を受けた補助事業者が、同一の敷地で行う事業は除く。
 - ア 道路等に面し、別表 1 に掲げる安全性の確認ができない高さ 80cm 以上のブロック塀等（これに付随する軽量フェンス等を含む。）について、ブロック塀等が高さ 80cm 未満となるように撤去（門のみの撤去を除く。）すること。ただし、基準法道路内にあるブロック塀等については、道路等の地盤面まで撤去するものに限る。
 - イ アの適用を受けてブロック塀等を撤去した範囲内において、軽量フェンス等（これに付随する高さ 80cm 未満のブロック塀等を含む。）を新設（基準法道路内に突出しないものに限る。以下同じ。）すること
- (5) 補助事業者 この要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする、又は補助金の交付の決定を受けたブロック塀等の所有権を有する者をいう。

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第4号アに規定するブロック塀等の撤去及び同条同号イに規定する軽量フェンス等の新設に要する費用（平成 30 年 6 月 18 日からこの要綱の施行日前日までの間に、補助事業に着手した場合の費用（以下「着手済経費」という。）を含む。）とする。ただし、消費税等相当額及び大阪市等の他の事業により補助や補償等を受ける部分に係る費用は除く。

2 補助金の額は、補助対象経費及び別表 2 に定める補助対象項目ごとの補助限度額単価により算出した金額の低い方の 2 分の 1 に相当する額とする。ただし、補助対象項目ごとの補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象項目に応じ、当該各号に定める額を上限とする。また、補助金の額の算定において、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。なお、補助金の額は予算の範囲内とする。

- (1) 前条第 4 号アに規定するブロック塀等の撤去 150,000 円
- (2) 前条第 4 号イに規定する軽量フェンス等の新設 250,000 円

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式1）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始予定日の30日前（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに、市長に提出しなければならない。ただし、第9条に規定する期日までに完了報告を提出できない場合は、申請することができないものとする。

- 2 前項の規定は、着手済経費に係る交付申請について準用する。この場合において、前項中「事業開始予定日の30日前（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）」とあるのは「平成30年12月28日」と読み替えるものとする。
- 3 補助事業者は、ブロック塀等の撤去に係る第11条の通知を受けた後に、第2条第4号イの適用を受けようとする場合において、同通知を受けた年度又は翌年度に、第1項の規定に基づき、軽量フェンス等の新設に係る補助金の交付の申請を行うことができるものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式2）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するにあたって、規則第6条第1項各号に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式3）により補助事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内（申請書の不備に係る訂正等に要する日数は除く。）に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下書（様式4）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業者は、第4条第1項の規定による交付申請における事業開始予定日にかかわらず、第5条第1項の規定による補助金の交付決定後でなければ、補助事業に着手してはならない。ただし、着手済経費に係る場合においては、この限りではない。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金変更承認申請書（様式5）を、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合においては、補助金中止・廃止承認申請書（様式7）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は執行計画を変更しようとするとき（ただし、補助金交付決定額の変更が伴わないものを除く。）
 - (2) 補助事業者を変更しようとするとき
 - (3) その他市長が必要と認めたとき
- 2 市長は、前項による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。
 - (1) 補助金変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認すべきものと認めたとき
補助金変更承認通知書（様式6）
 - (2) 補助金中止・廃止承認申請書の提出があった場合において、中止又は廃止を承認すべきものと認

めたとき 補助金中止・廃止承認通知書（様式8）

（3）承認することが不相当であると認めるとき 不承認通知書（様式9）

- 3 市長は、補助事業者が第1項に該当するにもかかわらず申請を怠った場合、補助金交付決定取消通知書（様式10）により補助事業者に補助金の交付決定を取り消す旨の通知をするものとする。

（完了報告）

第9条 補助事業者は、第5条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したときは、補助金完了報告書（様式11）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、当該補助事業に係る補助金の交付決定を受けた年度の2月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第10条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、第9条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式12）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の時期等）

第12条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、速やかに、かつ、交付決定を受けた年度の次の年度の4月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに当該補助金の交付の請求を市長にしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、請求を受けた日から30日以内（請求に不備があり、訂正等に要する日数は除く。）に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の行為によって補助金の交付の決定を受けたとき

（2）補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

（3）前2号のほか、この要綱に違反したとき

（4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にした場合

- 2 市長は、前項の取消しをした場合は、補助金交付決定取消兼返還命令書（様式13）により補助事業者に通知するものとする。ただし、前項第4号に該当する場合で、あらかじめ本市に補助金の全部を納付したときは、補助金交付決定取消通知書（様式10）により補助事業者に補助金の交付決定を取り消す旨を通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第14条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式14）により補助事業者に通知するものとする。

(軽量フェンス等の維持管理等)

第 15 条 補助事業者（第 2 条第 4 号イの適用を受けた場合に限る。以下この条において同じ。）は、新設した軽量フェンス等について、第 11 条の通知を受けた日から起算して 10 年以内は、補助事業完了時の形態を変更することなく、適切に維持管理を行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付の目的に反しない場合において、新設した軽量フェンス等を譲渡するときは、譲渡を受ける者に対して、この要綱を周知し、継承させるものとする。

(他制度との併用)

第 16 条 補助事業者は、他の公的融資又は補助金等を併せて受けようとするときは、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の公的融資又は補助等を行う機関と調整を図るものとする。

(補助事業の適正な遂行)

第 17 条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第 18 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して必要な指示を行い、又は報告を求め、若しくは補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、補助事業に係る図面及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

3 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該事業者に対して補助事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(補助金の返還等)

第 19 条 市長は、第 13 条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定取消兼返還命令書（様式 13）により期限を定めて当該補助金の返還を求めるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、規則第 19 条に基づき、加算金及び延滞金を本市に納付しなければならない。

(法令等の遵守)

第 20 条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、当該補助事業の実施箇所又はその周辺で、実施している、又は実施が予定されている公的事业等の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

(代表申請者の選任及び責務)

第 21 条 複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合は、そのうちから代表申請者を選出し、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任するものとし、かつ代表申請者と協力して、この要綱に定める事柄を責任を持って遂行しなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、すべての補助事業者が行った行為とみなす。

2 市長は、複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合における補助金の交付の決定から支払いに至るまでの手続き及び補助金の返還に関して、すべて代表申請者を相手方とする。

3 代表申請者は、市長に対して、要綱に定める申請、届出、書類の提出並びに補助金の受領及び返還に関して責任を負うとともに、その内容をすべての補助事業者へ周知しなければならない。

(関係書類の整備)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第11条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(調査協力)

第23条 補助事業者は、補助事業に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力するものとする。

(委任)

第24条 市長は、補助事業を実施するため、事務の一部を本市以外のものに委任することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月27日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項及び第2項に規定する交付申請に係る第3条第2項の規定の適用については、この要綱の施行日から平成31年度までの間、同項中「2分の1」とあるのは「3分の2」と、同項第1号中「150,000円」とあるのは「200,000円」と、同項第2号中「250,000円」とあるのは「300,000円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱の定める様式により作成した用紙として使用することができる。